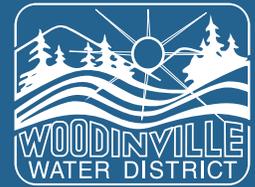


水道水の煮沸勧告が発令された場合の対処法-フードサービス



水道水の煮沸勧告 は、飲料水に有害なバクテリアや病気の原因となる生物の存在が懸念される場合に発令されます。すべての食品施設は、水道水の煮沸勧告の際に以下のことを行う必要があります。

1 業務停止

- 通知が解除されるまで、すべての食品事業を停止することを意味します
- 調理、食品の準備、洗浄が含まれます



すべての食品の調理を停止する

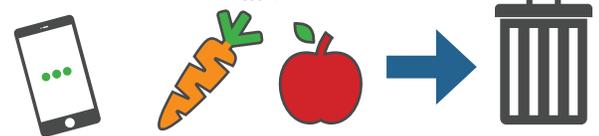


2 水道水の煮沸勧告の期間中

- 手洗い
 - 石鹸とぬるま湯で20秒間手を洗ってください。
 - 清潔なペーパータオルで手を拭きます
 - 洗った後は、手指消毒剤を使用します
- 洗った生鮮食品はすべて捨ててください
- 発病した場合は、公衆衛生局(Public Health)に報告してください: **206-296-4774**



洗った食材を捨てる



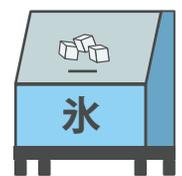
3 水道水の煮沸勧告が解除された後

- すべての送水管を5分間洗浄します
- 食品接触面やシンクの洗浄、すすぎ、除菌を行います
- 製氷機を空にして洗浄し、内部を清掃・消毒して、最初の氷を廃棄します
- 飲料用機器の排水と送水管の洗浄をします
- 食器洗浄機の空運転を少なくとも2回行います
- すべての調理器具、カップ、皿の洗浄、すすぎ、除菌を行います

送水管を洗浄する



製氷機の洗浄と清掃

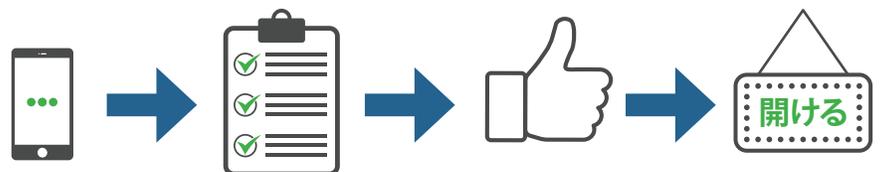


食器洗浄機を2回運転する



4 業務再開

- 再開時の検査・承認については、公衆衛生局(Public Health)にお問い合わせください:
206-263-9566



水道水の煮沸勧告 と食品施設の詳細な説明

すべての食品施設は、水道水の煮沸勧告の際に以下のことを行う必要があります。
手続きについてご不明な点がございましたら、公衆衛生局 (206-263-9566) までご連絡ください。

1 業務停止

- 水道水の煮沸勧告は、有害となる可能性がある細菌などが水道水に検出された場合に発令されます。
- 通知が解除されるまで、すべての食品事業業務を停止する必要があります。
- 水道局と保健省(Department of Health)が、その水が安全な飲料水の基準を満たしていると判断するまで、食品の提供を再開しないでください。

2 水道水の煮沸勧告の期間中

- すべての飲水機を遮断し、氷は全部捨ててください。
- 勧告前に洗った農産物(果物、野菜、ハーブ)は、必ず捨ててください。
- 石鹸とぬるま湯で20秒間手を洗ってください。清潔なペーパータオルで水分を拭き取ります。続いて、手指消毒剤を使用します。調理済み食品を素手で触らないようにしてください。
- より限定されたメニューで営業できる場合もありますので、お店が該当するかどうか公衆衛生局にお問い合わせください。

3 水道水の煮沸勧告が解除された後

- 施設内のすべての送水管を洗浄します。水を5分間全開で流します。
洗浄の際忘れずに：水栓、製氷機、飲料水製造機、食器洗浄機など、水を使うすべてのシステムに対応しています。
- 製氷機を洗って除菌します。最初に作った氷を捨てます。
- 水道水を使用する飲料機は、水抜きと洗浄が必要です。
- 食器洗浄機の空運転を少なくとも2回行ってください。適切な試験紙を使って化学的除菌剤をテストするか(塩素の場合は50~100ppm)、ゲージで水温をチェックする(180°F)ことで、食器洗い機が正しく動作していることを確認してください。
- 食器類、コップ、皿などは、再度洗ってすすぎ、消毒してください。
- 水道のディッパールウェルは洗浄する必要があります。ディッパールウェルは、使用する前に水を切り、洗ってすすいだ後、消毒してください。

4 業務再開

再開する前に、公衆衛生局 (206-263-9566) に連絡してください。

